

第1 本件訴訟の目的・意義

本件訴訟は、被告日本労働組合総連合会大阪府連合会（以下「被告連合大阪」という一ときに単に「連合大阪」ということもある）に専従職員として勤務する原告が、近時大きな社会問題となっている非正規労働者につき偽装請負という非違行為を行った企業の行動を糾すための言論活動（論文執筆）を行ったところ、被告連合大阪が当該企業に媚びを売ったとしか思えない行動に出て、論文執筆者である原告を非難し、あろうことか、偽装請負を行った企業の関係労働組合に「謝罪文」を出すという、労働組合として前代未聞・驚天動地の驚くべき行為に出た。さらに、原告が被告連合大阪のオルグとして執行委員を務めている労働組合が労働委員会で係争中の相手方企業につき、原告が当該企業の不当労働行為を批判する言論活動（被告連合大阪の機関誌「連合大阪マンスリー」に記事掲載）を行ったところ、これについて、これまた、あろうことか、被告連合大阪は当該不当労働行為を行った企業に対して「謝罪文」を出した。

これらは、「企業や使用者による不正や不公正を見逃すことなく、（その企業をして）社会的責任を全うさせる運動を推進する」ことを「行動指針」として公言している「連合」、「連合大阪」のとるべき行動であろうか。これら被告連合大阪の行動は労働組合としての自殺行為と評しても決して過言ではない。

被告連合大阪は、このような労働組合としてのあるまじき行動によって、あたかも原告が非違行為者であるかの如く扱い、これにより40年余にわたり、労働組合の専従オルグとして一貫して労働者の地位向上に専念してきた原告の名誉等の人格的利益を侵害したのである。

本件訴訟は、「連合よ、強く正しくあれ！」との原告の切なる願望のもとに、近時しばしば連合の体質とも評される企業に対する迎合・癒着姿勢を糾し、これにより、被告連合大阪の前記行為によって受けた原告の名誉等人格権侵害を回復することを目的とするものである。

第2 当事者

1 被告

(1) 被告連合大阪は、東京都千代田区に本部を置く日本労働組合総連合会（以下「連合」という）の地方組織であるが、連合の規約に即した、独自の規約、代表機関、意思決定機関、財政を有する、権利能力なき社団である。

被告連合大阪は大阪地域のあらゆる産業に働く労働者で組織する労働組合を構成員とする労働組合であり、その組織人員は、被告連合大阪によるとその傘下にある構成組合数は約48組合、それら組合の組合員数は合計約49万人とされている。

(2) 連合は、連合の運動に関わるすべての人間とすべての連合構成組織が活動を進めるにあたっての基本となる「宣言」として、「連合行動指針」を定めており（2005年10月6日連合第9回定期大会決定による）、これには連合がとるべき行動の指針として、

まずその序文において「連合は、この間、法令や従業員の権利を無視した企業経営や、社会的格差をもたらす政府の市場万能主義的な政策に対抗する組織的な取り組み、あるいは労働者の権利確立、人権・環境・安全・平和などを求める国内外の取り組みなどを志向し、さまざまな行動に取り組んできた。言い換えれば、労働組合は、経営側の行動に関するチェック機能を果たし、社会正義を追求する運動体である（下線代理人）。これらを推進する前提として、労働組合自らが法令や社会的ルールに基づいた近代的で公正・透明な運動と組織運営を確立し、組合員はもとより未組織労働者や社会から『信頼される』存在でなければならない。」と高らかにその行動指針の大原則を掲げ、

さらに、その第4条において、「私たちは企業や使用者による不正や不公正を見逃すことなく、その社会的責任を全うさせる運動を推進する。」と規定している（下線代理人）。

これら連合の行動指針は、当然のことながら、連合自身のみならずその地方組織である被告連合大阪の行動をも規律するものである。

(3) 被告連合大阪もその綱領において「われわれは、労働組合の主体性の堅持につとめ、外部からのあらゆる支配介入を排除し、民主的で強固な組織の確立をはかるとともに、日本労働組合総連合会の強化・発展に努める。」と定めている(連合大阪綱領第4条)。

(4) したがって、被告連合大阪は、上記連合の「行動指針」や自己の綱領に従い、経営側の行動につきチェック機能を果たし、社会正義を追求し、外部からのあらゆる支配介入を排し、企業や使用者による不正や不公正を見逃すことなく、企業や使用者をしてその社会的責任を全うさせ、かくして労働組合としての自己の社会的責任を果たさなければならないはずである。

しかるに、後述のとおり、被告連合大阪は、自己の専従職員である原告が、上記連合の行動指針に基づき行った企業の不正や不公正を糾す言論活動に対して極めて陰湿な圧力をかけ、しかも、あろうことか、原告の言論活動の封殺を図り、企業関係者に「謝罪文」まで出すなど、企業に媚びを売ったとしか思えない労働組合としてはおよそ考えられない言動に及んでいるのである。

2 原告

(1) 原告要 宏輝(以下「原告」という)の略歴は次のとおりである。

1944年生まれ、1967年横浜市立大学を卒業と同時に、当時の総評全国金属労働組合大阪地方本部書記局に常任委員(オルグ)として入局、その後1991年書記長に就任。

1989年産業別労組の第1次合併で結成された全国金属機械労働組合の大阪地方本部書記長。

1999年の第2次産業別労組の合併で結成されたJAM(Japanese Association of Metal, Machinery and Manufacturing Workers)に所属しつ

つ被告連合大阪に出向し、2003年10月まで被告連合大阪の専従副会長・副事務局長を務め、2001年11月1日JAMからの出向を辞め、被告連合大阪の専従職員となり現在に至っている。

その間、1993年から2003年まで大阪地方最低賃金審議会委員を務める。1999年から2008年2月まで大阪府労働委員会労働者委員。

2003年11月から連合大阪「なんでも相談センター」相談員として現在に至る。

(2) 以上の略歴からも明らかなおり、原告は大学卒業以来40年余一貫して労働者の経済的・社会的地位の向上を願い、労働組合運動一筋にその第一線で活動してきた者である。そして、その実践的行動力と指導力は多くの労働者・労働組合から高い評価と信頼を得ているものである。

第3 原告の論文執筆等に関する事件（以下「論文等事件」という）

- 1 原告は、2006年9月ころ「労働経済情報」誌から、同誌2006年秋号に掲載する論文寄稿の依頼を受けたので、これを引受け、同年10月上旬ころまでに論文を書き上げ（以下これを「本件論文」という）、そのころ本件論文のゲラ刷りも出来上がった。論文のタイトルは、「究極のコストパフォーマンス『雇用のない経営』」。当時多くの大手著名メーカーに拡がっていた偽装請負の実態を明らかにするとともに、連合をはじめとする労働組合がこれにいかに対処すべきかを提案したものである。

いうまでもなく、偽装請負は明らかに違法行為であり、この問題は2006年夏朝日新聞の連続報道により、著名大企業で偽装請負が相次いで発覚し、大きな社会問題となったことは記憶に新しい。原告の本件論文にも朝日新聞の連続報道にも、違反企業の実名が挙げられていたことはいうまでもない。キャノン、松下電器系の企業等である。

主として派遣労働者から成る非正規労働者問題が、多くのワーキングプアー

を生み出し、2008年9月アメリカの一企業リーマンブラザーズの破綻に端を発した「世界不況」にあつて、大企業による大規模な「派遣切り」が公然と行われ、職も住も失った多くの労働者たちが文字どおり路頭に迷う、実に惨憺たる状態が現に生じていることは公知の事実である。

この事実には照らせば、原告の本件論文執筆は、時宜を得たものであるばかりか、この事態に労働組合である連合として、いかに対処すべきかを提案したものであり、誠に意義深いものである。そして、同論文は前記連合の行動指針である「労働組合は、経営側の行動に対するチェック機能を果たし、社会正義を追求する運動体である」、「使用者による不正や不公正を見逃すことなく、その社会的責任を全うさせる」ことに正に適うものである。（なお派遣労働の実態については、「偽装請負」朝日新聞特別報道チーム・朝日新書・2007年5月刊及び風間直樹「若き『請負』労働者たちの”喪失”」－「雇用融解」東洋経済新報社所収2007年5月刊に詳しい）。

2 2006年10月17日被告連合大阪で「第1回労使紛争解決能力養成講座」が開かれた。この講座は被告連合大阪とその顧問弁護団である連合大阪法曹団の内部学習会として開かれたものである。当日の参加者は連合法曹団の弁護士、連合大阪脇本ちよみ事務局長、同坂貴之副事務局長、連合大阪の構成組合の役員ら約50名。この席上、学習資料として原告の前記論文のゲラ刷りが坂副事務局長の推奨により出席者全員に配布された。なお、ゲラ刷りとはいつでも校正済みのもので、内容は前記「労働経済情報」誌に掲載されたものと変わりはなかった。ただ、執筆者である原告の肩書が事実ありのまま「連合大阪なんでも相談センター 要 宏輝」としていた。これは原告がそれまで執筆や講演などを行う場合に使用していたものであり、かつてその肩書記載が問題とされたことは全くなかった。なお、上記学習会には電機連合、松下電器労組の関係者も出席していた。

第4 本件論文につき電機連合大阪地方協議会から被告連合大阪に対する抗議

前記講座が開かれた2006年10月17日の直後、被告連合大阪の加盟団体である電機連合大阪地方協議会から被告連合大阪に対して、本件論文について抗議がなされた。抗議の内容は、要旨、次のようなものであった。

①連合大阪の役職員名を用いて連合大阪加盟労組が属する企業（本件論文中の松下電器産業）の行動を批判するのはけしからぬことである。批判するなら連合大阪の役職名を用いるのではなく、個人名を用いるべきだ。②問題の偽装請負は、当時、相談に行った労働局の指導で行ったもので、このような事態になり労働局を訴えることも考えている。③論文発表前に松下労組なり電機連合大阪地方協議会中世古議長に事情聴取をしなかった。

第5 被告連合大阪の電機連合に対する謝罪

2006年11月22日被告連合大阪は、本件論文につき、電機連合大阪地方協議会中世古幸治議長宛に「連合大阪相談員要の論文問題についての連合大阪見解」と題する謝罪文を、何故か被告連合大阪事務局長脇本ちよみ名で出した。その要旨は次のとおりである。

①前記2006年10月7日開催された「労使紛争解決能力養成講座」において本件論文を配布したことで、貴構成組織、及び当該労組等に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びする。

②今後被告連合大阪が主催する研修会、学習会等においてレジメや配布物については事前に十分議論したものに限ることとし、当日持ち込まれたものについては、必ず内容のチェックを行い担当副事務局長の許可を得て配布する。

③今後の要（原告）に対する扱いは、「連合大阪相談センター相談員」として原稿等の依頼を受けたり、自ら投稿する際は、原稿を必ず連合大阪担当副事務局長もしくは事務局長の許可を得させる。

④連合大阪の構成組織、単組や連合傘下の組合を有する企業名については、

よほどのことがない限り「匿名」とする。

第6 電機連合からの抗議と被告連合大阪の謝罪の理不尽・不当性

1 電機連合からの抗議の理不尽・不当性（第5項の抗議について）

(1) まず原告が本件論文で批判の対象としたのは、偽装請負という違法行為を行った企業であり、その企業の労働組合ではない。電機連合傘下の組合が属する企業又はその関係会社が偽装請負を行っていたことはまぎれもない事実である。したがって、第2の1(2)で述べた「連合行動指針」に照らしても、連合傘下の組合は自己の属する企業の違法行為に対するチェック機能をみずから果たすべきものであり、企業をして偽装請負という違法行為をみずから止めさせるべきはずのものである。

それなのに、みずからそのチェック機能さえ果たさず、被告連合大阪の職員である原告が本件論文によって企業の違法を糾したからといってそれを非難するのは、労働組合として、社会的使命と責任をみずから放棄するものであって、無為無策、無責任も甚だしいといわなければならない。

(2) 次に、原告が連合傘下の企業の違法を糾すのに、被告連合大阪役職員の肩書を用いたのはけしからぬことだと言うが、企業の行動をチェックし、そこに違法があればそれを糾するのがまさに労働組合の連合体である被告連合大阪の使命と責任である。原告の個人名で本件論文を発表したのでは、それは被告連合大阪の行動とは見られず、本件論文の持つ労働組合としての社会的機能を十二分に発揮できないことになる。

(3) さらに、電機連合傘下の企業が偽装請負を行ったのは、労働局の指導にしたがったものであるというが、その真偽はともかく、そのような言い訳は、使用者がいうべきことであって、労働組合が使用者の言い訳を代弁するのは労使癒着の顕著な表れとの批判を免れないであろう。また、労働局を訴える云々も、もし訴えるのなら、それは企業であり、労働組合が訴えるわけではない

(そのような訴えについてそもそも労働組合には原告適格がないであろう)。

(4) 次に、原告が本件論文を公表する前に電機連合に事情聴取すべきであったというが、企業の違法行為を批判するのに、なにゆえその労働組合に事情聴取しなければならないのか全く理解できない。もし、事前に事情聴取があれば、電機連合は原告をして本件論文の公表を止めさせることができたとも思っているのであろうか。もし、そうだとするならば、それは労働組合の言論活動に対する無理解と大企業労組の驕りを示すものというほかない。

(5) 以上のとおりであるから、電機連合の本件論文についての抗議は、いずれも理不尽かつ甚だ不当なものというべきである。

2 被告連合大阪の謝罪の理不尽・不当性 (第6項の謝罪について)

被告連合大阪の本件謝罪は、事務局長脇本ちよみ名で出されているところから察するに、事務局長ほか主要な役員何名かで相談して決めたものと思われるが、なぜ、本件論文につき電機連合に謝罪しなければならないのか、本件論文が電機連合にどのような「ご迷惑」をかけたことになるのか、全く理解し難い。本件謝罪は前記事務局長らの自己保身と電機連合傘下の大企業労組に無批判に迎合したものとしか考えられない。

(1) 本件論文を前記講座で配布したことが、なにゆえ、電機連合に「ご迷惑」をかけたことになるのか、その理由が謝罪文には何ら記載されていない。

連合大阪の職員である原告が、電機連合傘下企業の違法行為を「連合の行動指針」に即して批判することは、労働組合であり同じく連合の行動指針に則して行動するはずの電機連合を励まし支援することにはなっても、「ご迷惑」になるはずはない。

(2) 今後被告連合大阪が主催する研修会、学習会などにおいて配布するレジメやその他の配布物については事前にチェックしたものに限ることとし、当日持ち込まれたものについては「内容のチェック」を行い、副事務局長の許可したものに限り配布を認めるというが、レジメや配布文書まで事前にチェックす

るのでは、研修会や学習会の講師たちはその話す内容まで連合大阪によって事前に「検閲」を受けることになる。

労働組合が主催する研修会や学習会などは開かれたものでなければならないはずであるのに、これでは言論統制以外の何ものでもなく、まさに連合ファッションとの強い批判を免れないであろう。

(3) 次に大きな問題は、原告が被告連合大阪に加盟する労組の属する企業を批判する場合は企業名を「匿名」にしなければならないという点である。

労働組合は企業の行動をチェックする社会的責任と機能を持つことは、「連合の行動指針」が示すとおりである。ある企業が労災隠しをした、不当な解雇をした、支払うべき時間外手当を払わない、偽装請負を続けている、欠陥商品につきリコールをせずに隠している、入札において談合をした、商品の産地偽装をしたなどなど、一般に、企業が犯す違法行為は跡を絶たないのが、残念ながら現実である。

これら企業の不正、違法を見逃すことなく、当該企業をしてその社会的責任を全うさせる（連合行動指針）には、批判対象企業名を匿名にしたのでは、労働組合としての企業に対するチェック機能は全く果たせない。「A社（仮名）」が欠陥商品をリコールせずに放置している、「B社（仮名）」が食品の産地偽装をしているなどと企業名を匿名にして批判しチェックしても、一般市民や消費者にとっては何の役にも立たない。これでは労働組合として企業に対するチェック機能を果たすことはできない。

加えて、甚だ理不尽なことは、被告連合大阪加盟労組の企業については「匿名」にせよということ、それ以外の企業については匿名ではなく顕名でもよいということになる。他のナショナルセンター、例えば全労協、全労連傘下の組合が属する企業については顕名でよいということになろう。それは「連合エゴイズム」というべきものであって、企業エゴイズムと同根である。このようなエゴイズムを労働組合の連合体である被告連合大阪が実行するというのであ

るから、果たして被告連合大阪は労働組合なのかと疑いたくもなる暴挙といわなければならない。

3 被告連合大阪事務局長らによる原告の言論活動等に対する不当な干渉

(1) 本件謝罪に引き続き2007年1月5日被告連合大阪は、三役会議の申し合わせとして、「連合大阪専従役員に関わる申し合わせ事項」(以下「申し合わせ」という)なるものを作成した。「申し合わせ」は被告連合大阪専従役員職員の言論、表現の自由を著しく制限するものであり、それ自体、自由な言論がより保障されて然るべき労働組合に馴染まないものであるが、「申し合わせ」のうち特に問題と思われる事項の要旨を挙げると次のとおりである。

①被告連合大阪の学習会等における配付資料は原則として主催者被告連合大阪が準備したもののみとする。

②参加者、参加団体から配布を依頼された資料については事前に了承された後に配布する。

③被告連合大阪の役職名を冠して原稿を執筆し、公刊物に掲載する場合、被告連合大阪の構成組織名や対応する企業、個人名などは匿名掲載を原則とし、どうしても実名を掲載する必要がある場合は、当該組織等(当該企業の労働組合等を指すとみられる)と相談の上、了解を得ることとする。

④被告連合大阪の役員として、報道機関などの取材を受ける場合も③と同旨。

⑤被告連合大阪の役員として、学習会、講演会等の講師等を務める場合も③と同旨。

(2) これら「申し合わせ」は、労働組合としての自由闊達な活動を自縄自縛するものである点において、不当というべきであるばかりか、とりわけ、被告連合大阪傘下の労働組合に対応する企業に言及する場合は当該企業名を匿名とするという点は、企業に対する批判を封ずるものであつて、第6項の2(3)で述べたとおりの批判がそのまま妥当する暴挙である。

(3) 本件論文は前記ゲラ刷りの段階では、執筆者原告の肩書は「連合大阪なんでも相談センター 要 宏輝」となっていたが、その後、事務局長らは原告にこの肩書を外すよう強要した。そこで、原告はやむなく本件論文を「労働経済情報」誌に掲載するにあたっては、肩書を「大阪府労働委員会労働者委員」としている。

(4) 原告は2007年、これまでの労働運動の経験や発表した論文等をまとめた著作「正義の労働運動ふたたび」を出版することを計画していた。

するとこれを知った脇本ちよみ事務局長は2007年9月27日原告に対しその原稿を見せよという。そこで原告はこれを同局長に渡したところ、同日しばらくして、脇本事務局長と坂貴之副事務局長に呼ばれ、そこで原稿を返された。返された原稿を見ると随所に朱線や傍線が付され、事務局長らは原告にこれら箇所を訂正又は削除せよと迫り、さらに、企業名はすべて仮名にせよと要求してきた。そして、この要求に応じないと調査委員会にかけて処分の手続をとらなければならないと言う。その理由を聞くと「申し合わせ」に反するし、表現も連合から見て問題があるなどと言う。その話の中で「出版差し止めも」とか「連合大阪から推薦した大阪府労委の労働者委員や、なんでも相談センター相談員も辞めてもらうかもしれない」と恫喝。

同著書「正義の労働運動ふたたび」は2007年10月出版されたが、著者名には「連合」云々の肩書は何ら用いていない。

なお、同著書は労働界等から大きな評価を受け、著名な労働問題、労働法研究者や日本労働弁護団、大阪労働者弁護団、連合大阪法曹団からも推薦を受けている。また2008年度労働ペンクラブ賞も受賞している。

(5) 脇本ちよみ事務局長は2007年12月6日、原告に対し、「通達」と題する書面をいきなり交付した。同書面は脇本ちよみ事務局長名で「連合大阪事務局枠の大阪府労働委員については、第38期の任期満了にあたる2008年2月末で終了することとする。」と記載されていた（「大阪府労働委員」と

あるのは「大阪府労働委員会労働者委員」の誤記と見られる)。

これは上記恫喝に沿うものであり、府労委の委員の任命権は知事にあることはいうまでもなく、それを協本事務局長が原告に「通達」すること自体、同局長の驕りの表れと原告に対する不当な事実上の制裁処分であった。

大阪府労働委員会労働者委員は労働組合の推薦に基づいて府知事が任命するが、原告について連合傘下以外の全国金属機械労働組合港合同をはじめとする有力数組合が原告の労働者委員再任を強く希望し、そのため府知事に推薦の手続きをとった。だが被告連合大阪は、原告に対し前記有力労組の推薦を辞退するよう強要し、前記有力組合の強い再任希望と推薦を無視して、原告をことさら推薦から外し、原告の委員再任を妨害した。これは前記不当な恫喝を実行したものであり、その結果、原告は再任されず、このため、原告はあたかも労働者委員として不適格者であるかのごとく扱われ、その名誉等を害された。

第7 まだある被告による企業に対する理不尽な謝罪等（以下「モリタ事件」という）

- 1 大阪市生野区に株式会社モリタ（以下「モリタ」という）があり同社は消防自動車を、八尾市に株式会社モリタエコノス（以下「エコノス」という）があり同社は塵芥車、バキュームカーを製造している会社である。

2001年10月両社は合併したが、僅か2年後の2003年10月会社分割がなされ、その間の2003年3月管理職の賃金カットの提案があり、その対象とされた労働者から被告連合大阪に相談があり、これを契機に大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会が結成された（以下大阪地域合同労組を「組合」、モリタ管理職ユニオン分会を「分会」という）。そして原告は、組合とその上部団体である連合大阪地方ユニオンの特別執行委員に就任していた。

- 2 組合及び分会は合併・分割問題等を含めモリタ及びエコノスに対し団体交渉を求めたが、両社はこれに誠実な対応をしないため、2003年8月には組合

が、同年9月には分会が、分会への事務所及び掲示板の貸与と会社分割に関しエコノスの収益見込み等の資料開示ならびに誠実団交を求めて、大阪府労委に救済を申し立てたところ（大阪府労委平成15年（不）第60号、同年（不）第67号併合事件）、2005年3月30日救済命令が出された。

同救済命令に対し、モリタ及びエコノスは中労委に再審査を申し立てた。

- 3 原告は、「大阪なんでも相談センター相談員」の肩書で、2005年8月1日付け被告連合大阪発行の機関誌「連合大阪マンスリー」に、組合及び分会の上記モリタとエコノスとの係争につきその合併・分割の意味、背景、経緯とその不当労働行為性について、「合併・分割の手続きを乱用した『泥船分割』『資産はがし』『組合つぶし』と闘うモリタ管理職ユニオン」との見出しのもとに、これらを解説する記事を書いた（以下これを「本件記事」という）。
- 4 本件記事について、2005年9月21日付けでモリタが被告連合大阪に対して、本件記事には事実の誤認があるとして「抗議文」を送ってきた。
- 5 この「抗議文」に対し、被告連合大阪は2005年11月16日付けでモリタに謝罪文を出している（以下これを「謝罪文」という）。

謝罪文には、要旨、次のように書かれている。以下、問題があると思われる箇所のみをを抜粋する。

①本件記事は、「内容、表現いずれにおいても、良識と品位の観点などから問題があることは事実であり、貴社労使に対して多大なご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。」

②機関誌「連合大阪マンスリー」の筆者（原告を指す）及び編集担当者に対し、この記事が関係者に多大な迷惑をかけたこと、また被告連合大阪の品位を損ねた点を十分に説明し嚴重注意をした。

③近々発行（12月1日付け）予定の「連合大阪マンスリー」にお詫びの文を入れる。

④今後の対応として、係争中の事例については記事にしない。

なお、謝罪文には末尾に「ご指摘の事実誤認に関しては、現在、中央労働委員会にて係争中であることなどから、貴社よりの指摘として受け止め、個別の言及は避けさせていただくことをご理解頂きたいと思っております」として、モリタが抗議文で抗議の理由としている「事実誤認」の主張については回答を避けている。

6 2005年12月1日連合大阪は、同日発行の「連合大阪マンスリー」に「お詫び文」を掲載した。

7 エコノスはその管理職全員（約50名と見られる）に対し、2005年12月8日社長名のメールで、「本件記事の執筆者は要（原告）であること」「モリタが抗議文を出したところ、連合大阪から謝罪文が出されたこと」「連合大阪の機関誌にお詫び文が掲載されたこと」等を知らせた。ただし、同メールには肝心の本件記事の具体的内容は何ら触れられておらず、本件記事そのものも添付されていない。

8 組合及び分会から被告連合大阪に対して「申入書」が出された。

その内容は、要旨、①原告の書いた本件記事は、モリタの抗議文にいう「事実誤認」でもなければ、連合大阪が謝罪文でいう、本件記事が「内容、表現いづれにおいても良識と品位の観点などから問題がある」とは到底思えない。

②連合大阪は、労働委員会などで闘争中の相手方であるモリタに、なぜ当事者である組合及び分会の了解も得ずに謝罪文を出したのか釈明を求める。

③謝罪文はモリタを利し、分会を不利に追いやるといった理不尽な事態を招いている。

④モリタは謝罪文を分会の切り崩しに使い、中労委に謝罪文を乙号証として提出し、連合大阪会長だけでなく、要（原告）も謝罪文を出せと要求している。

⑤連合大阪は謝罪文を撤回してもらいたい。

⑥連合大阪はモリタに対し、不当労働行為に対する抗議、府労委命令の履行要求、争議の解決促進を申し入れてもらいたい。

9 前項に組合及び分会がいうとおり、本件記事は何ら問題とされるべきものではない。使用者を批判する言論を評価するにあたっては、それが労働組合、労働者による表現の自由の行使であることに加え、憲法の保障下にある団結権、団体行動権の行使でもあることを認識することが不可欠である。組合活動として行われる使用者批判の活動は、同時に憲法的保障下にある団結権の行使としての性格も合わせ持っているのであるから、使用者はそれに対して受忍義務を負っていることが考慮されなければならない。

この点に照らしても、本件記事は何ら非難に値するものではない。それにも拘わらず、被告連合大阪が、モリタとの闘争の当事者であり事実を最もよく知る組合及び分会ならびにその執行委員を務める原告に事実を確認することもなく、その了解を得ることもなく、当該闘争の相手方であるモリタに本件謝罪文を出したことは、労働組合にとって「利敵行為」であり、あまりにも理不尽かつ極めて不当といわなければならない。

第8 被告連合大阪の責任原因

1 原告と被告連合大阪間の労働契約（雇用契約）関係と同契約関係から生じる被告連合大阪の原告に対する義務

(1) 前記原告の略歴から明らかなおとおり、原告は2001年11月から被告連合大阪の専従職員となったものであり、以来原告と被告連合大阪間には被告連合大阪を使用者、原告を被用者とする労働契約関係が存在する（なお、前記JAMからの出向時にも原告と出向先である被告間には労働契約関係が存在したが、この点はここでは措く）。

(2) 労働契約においては、その関係が人的、継続的であることから互いに信頼関係を維持することが要求され、相手方の利益に配慮し、誠実に行動することが要請される。この配慮の要請に基づく義務の代表的なものは使用者の労働者に対する安全配慮義務であるが、互いの信頼に基づく人的・継続的關係にお

いて守られるべき労働者の利益はその身体・生命の安全のみならず、労働者の名誉、社会的評価等の人格的利益も含まれるものであることはいうまでもない。

(3) とりわけ労働組合に雇用され、労働運動、組合活動に従事する労働者にとっては、当該労働組合の定める行動指針・使命に基づいた言論活動は特に尊重されなければならない。

これを本件について見ると、連合大阪は、その職員が連合の前記行動指針に基づいて行動することはその使命でありその職責なのであるから、職員が「企業や使用者による不正や不公正を見逃すことなく、その社会的責任を全うさせる運動を推進する」ための活動に対し、これを無にするような行動をしてはならない義務がある。この義務に反することは労働組合としては背理、自己否定であって到底許されるものではなく、それは当該職員の名誉・人格権等を貶めるものであり、言論・表現の自由をも侵害するものであって、違法の評価を免れず、当該職員に対する債務不履行となる。

(4) 被告連合大阪の前記脇本ちよみ事務局長、同坂貴之副事務局長、その他前記「申し合わせ」を作った役員らは、いずれも被告連合大阪の履行補助者である。

2 論文事件、出版妨害、府労委委員就任妨害

(1) 論文事件

イ 原告が執筆した本件論文を内部学習会の席上配布したことは、何ら非難されるべきことではない。また、本件論文は、当時多くの大手著名メーカーに拡がっていた偽装請負の背景と実態を明らかにするとともに、連合をはじめとする労働組合が何を反省し、どうすべきかを提案したものである。論文中には朝日新聞等の報道を援用し、偽装請負に手を染めた企業名を挙げており、その中には連合傘下の労働組合が属する企業も挙がっているが、そのことも何ら問題とすべきものではなく、当然のことである。

連合大阪傘下の労働組合が属する企業名を匿名にすれば、それは「労働組合

は、経営側の行動に対するチェック機能を果たし、社会正義を追求する」「使用者による不正や不公正を見逃すことなく、（企業をして）その社会的責任を全うさせる」との連合の行動指針を実践することはできない。むしろ、実名を挙げてこそ、当該企業をしてその社会的責任を全うさせることができるのである。また、連合の役職員の肩書で本件論文を発表することにこそ意味があるのであって、個人名で発表したのでは連合大阪が労働運動としてその行動指針に沿って行動していることを世に知らしめることができない。

このように、本件論文には何ら問題はなく、むしろ大手著名企業による非正規労働者とりわけ派遣労働者に対する「派遣切り」が横行し、職も住も失った労働者が路頭に迷っている現実には照らせば、本件論文はこの現実に対し、事前に警鐘を鳴らしたものとして、高く評価されるべきものと言える。

ロ しかるに連合大阪は、本件論文につき電機連合に「謝罪文」を出し、原告が執筆した本件論文が「労組等に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます」とあたかも原告が非違行為を犯したかの如く述べ、さらに原告に対する扱いとして、今後原告が論文等を執筆したりする場合に連合大阪傘下の組合を有する企業については企業名を「匿名」とさせる旨約している。

そして、これを契機に、前述のとおり連合大阪は、「申し合わせ」を作り、連合大阪の役職員として執筆活動、講演並びに取材対応をする場合、連合大阪傘下の組合が属する企業について言及するときは当該企業名を「匿名」とすることを原告に不当に義務づけた。

ハ これら連合大阪の行為は、原告が本件論文を発表したことがあたかも原告が非違行為を犯したかの如く扱い、かつ執筆にあたり「匿名」を義務づけたことは、前記第8の1（3）に述べた義務に違反し、原告の言論・表現の自由、名誉・人格を侵害した。

したがって、被告連合大阪は、原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、被告連合大阪の上記行為によって原告が被った後記損害を賠償する義務

がある。

(出版妨害)

イ 前記第6の3(4)で述べたとおり、原告の著作「正義の労働運動ふたたび」の出版を計画していたことにつき、被告連合大阪の脇本ちよみ事務局長らは原告にその原稿を見せるよう要求し、原告にその原稿の多くの箇所を訂正や削除と、企業名をすべて仮名にせよと要求し、要求に応じなければ、処分もあり得る、府労委の労働者委員やなんでも相談センター委員を辞めてもらうかもしれないと恫喝した。

ロ この恫喝はそれ自体、原告の言論・表現の自由を侵害するものであって、違法の評価を免れない。

ハ したがって、上記出版妨害につき、論文事件の場合と同様、被告連合大阪は原告に対し債務不履行の責任を負う。

(府労委委員就任妨害)

被告連合大阪は、この恫喝をそのまま実行に移し、前記第6の3(5)記載のとおり、原告の府労委委員への就任を妨害した。

これは、労働者委員として、多くの労働組合、労働者から厚い信頼を得ている原告から府労委という公の場で労使紛争解決のために公的活動する機会を不当に奪ったものであり、これもまた違法の評価を免れず、被告連合大阪は、原告に対し債務不履行の責任を負う。

3 モリタ事件の責任原因

(1) 前記のとおり原告が執筆した本件記事には何ら問題がないのに、被告連合大阪は、モリタに謝罪文を出し、本件記事により「モリタ労使に多大なご迷惑をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます」と謝罪し、「筆者(原告)に厳重注意をした」と、あたかも原告が非違行為を行ったかのごとく述べている。しかも本件謝罪文は組合と分会の執行委員である原告にも無断で

出されている。これは原告の執行委員としての立場と原告に対する組合員の信用を貶めるものであり、到底容認されることではない。

そして、この謝罪文は、エコノスの社長によって、同社管理職全員約50名にメールで頒布された。

(2) 上記被告連合大阪の行為は、第8の1(3)に述べた義務に違反し、原告の名誉・人格を貶めた。

したがって、被告連合大阪は、原告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、被告連合大阪の前記行為によって原告が被った後記損害を賠償する義務がある。

第9 損害

原告は、被告連合大阪の前記責任原因記載の行為によって、著しい精神的苦痛を被った。これを慰謝するには少なくとも金500万円が必要である。

第10 結論

よって原告は、被告連合大阪に対し、前記責任原因記載のとおり、債務不履行に基づく損害賠償として上記金500万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払い済みに至るまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

付属書類

- 1 連合大阪規約（被告が独自の規約、代表機関、意思決定機関、財政を有することを証する） 1通
- 2 「連合大阪」2007年11月号（2007年10月26日第13回定期大会で川口清一氏が平成19年、20年度の会長に選出された事実を証する） 1通

3 訴訟委任状

1 通

訴訟物の価額 金 5,000,000 円

貼用印紙額 金 30,000 円

予納郵券額 金 4,800 円